

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び 2 号までの規定に該当する診療所の基準 新旧対照表

改正後	現行
1. 目的 (略) 2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準 (1) 規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号関係 (略) (2) 規則第 1 条の 14 第 7 項第 2 号関係 へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1) 以外の診療所であって次のいずれかに該当すること。 ただし、本府においては、へき地の医療及び救急医療に該当する診療所はないものとして取り扱うものとする。 (ア) 小児慢性特定疾患（平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第 23 号）の治療のための病床を必要とする診療所。 (イ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。 <u>(ウ) 医療型短期入所を行うための病床を必要とする診療所。</u> (3) 上記以外の要件 (略) 3. 療養病床又は一般病床を設けることができない場合 (略) 4. その他 (略)	1. 目的 (略) 2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準 (1) 規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号関係 (略) (2) 規則第 1 条の 14 第 7 項第 2 号関係 へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1) 以外の診療所であって次のいずれかに該当すること。 ただし、本府においては、へき地の医療及び救急医療に該当する診療所はないものとして取り扱うものとする。 (ア) 小児慢性特定疾患（平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第 23 号）の治療のための病床を必要とする診療所。 (イ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。 (3) 上記以外の要件 (略) 3. 療養病床又は一般病床を設けることができない場合 (略) 4. その他 (略)